

令和 8 年度 福岡市役所本庁舎弁当販売事業者募集

追 加 募 集 要 項

令和 8 年 3 月

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課

目次

1 公募物件	1
2 応募資格要件	1
3 弁当販売の営業条件等	1
4 質問	2
5 応募申込み手続き	3
6 販売予定事業者の決定等	3
7 使用許可申請の手続き	4
8 販売予定事業者の決定の取消し	4
9 使用許可の取消し	5
10 その他	5
11 お問い合わせ先等.....	5

別添

別添1 福岡市役所本庁舎弁当販売に係る仕様書

別添2 公募物件図

別添3 使用料提案に係る様式集(見本含む)

令和8年度福岡市役所本庁舎弁当販売事業者募集 募集要項

福岡市財政局財産有効活用部財産管理課が行う令和8年度の福岡市役所本庁舎弁当販売事業者（以下「販売事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を熟読していただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

別添1「福岡市役所本庁舎弁当販売に係る仕様書」1. 公募物件のとおり。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 福岡市税及び福岡市外に居住するものは居住地の市町村税等の滞納がないこと。
- ③ 弁当の製造及び販売を業とし、2年以上の営業実績を有している者であること。
- ④ 過去2年間に於いて食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 食品衛生責任者を配置していること。
- ⑥ 賠償責任保険等に参加していること。
- ⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、応募申請時に許認可等の免許を有する見込みがあること（該当する場合のみ）。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的団体の構成員（以下暴力団員という）でないこと。
- ⑨ 福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号）第6条に規定する、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑩ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑪ 本市が実施した弁当販売事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、または使用許可の取消をされてから2年を経過しない者でないこと。
- ⑫ 募集区分Bにあっては、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、福岡市が指定した障がい福祉サービス事業所であることとし、共同事業体での応募についても可とします。その場合にあっては構成員それぞれが①～⑩すべてを満たしていることとします。

3 弁当販売の営業条件等

(1) 使用形態など

① 施設使用形態

販売事業者は、本募集により販売予定事業者として決定後、弁当販売場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）の申請手続を行い、市（財政局財産管理課）の許可を受ける必要があります。

② 使用許可期間（予定）

使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの開庁日（241日間）の11時から14時まで（販売については原則12時から13時まで）を予定しています。

※福岡市としての閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日か

ら翌年1月3日とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

③ 行政財産使用料(予定)

使用許可に係る行政財産使用料は、販売予定事業者が提案する額（年額）をもって決定します。募集区分及び最低使用料は、別添1「福岡市役所本庁舎弁当販売に係る仕様書」1. 公募物件／使用料のとおりです。

④ 使用料の納付(予定)

年額を下記期日（予定）までに一括納付することとします。

＜ 令和8年度使用料納付期限（予定）： 令和8年4月30日まで ＞

⑤ 販売事業者が負担すべき経費

本公募及び弁当販売に必要な各種手続きに要する費用、庁舎使用時における床等の汚れクリーニングにかかる費用その他営業経費については、販売事業者の負担とします。

⑥ 使用料の還付

使用許可期間中、使用許可の取消し又は自己都合により販売を辞退した場合であっても、既に納付した使用料は還付しません。

(2) 使用条件・注意事項等

- ① 募集条件及び別添1「福岡市役所本庁舎弁当販売に係る仕様書」を遵守し、使用料を確実に納付してください。納付期限を過ぎても使用料が納付されない場合、行政財産使用許可の取消しを行う場合があります。
- ② 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。使用期間中に本要項2の⑦にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
- ③ 弁当販売場所を使用する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 庁舎内の職員等に向けた弁当販売であるため、庁舎外向けの販売や呼び込みのためのPR活動（チラシ配布など）を禁止します。
- ⑤ 飲料水・酒類等の販売はできません。

(3) 維持管理責任

- ① 弁当販売及び衛生管理等にあたっては、財産管理課と緊密な連携をとり、庁舎利用者等の利便を損なうことがないように留意すること。
- ② ごみ処理等、使用場所の維持管理に付随して通常必要とする業務は、販売事業者が自ら行るか、又は専門業者との間で直接委託等を行うこと。
- ③ 発生したごみの処理は、「廃棄物及び清掃に関する法律」を遵守し、適正に処理すること。

(4) 売上金額の報告

販売数については使用許可期間（4月～翌年3月）の売上個数、売上金額を売上報告書（本市所定様式）により、翌年度の4月15日までに財産管理課へ報告してください。また、別途使用許可期間中に財産管理課が販売個数の報告を求めた場合は、速やかに報告してください。

4 質問

応募を行うにあたり質問等がある場合は、次のとおり提出するものとします。

(1) 提出期限・提出方法

令和8年3月9日（月）15時までに、弁当販売に係る質問書（様式4）に記載の上、「問い合わせ先・提出先」宛にEメールで提出してください。

その他の方法での質問書提出は無効となります。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）17時までに、本市ホームページ（HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課以外の入札、提案競技、指定管理など＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等の質問と回答）に掲載します。

5 応募申込み手続き

(1) 申込方法

郵送申込み

必ず書留郵便で下記送付先に送付してください。

【受付期間】 令和8年3月5日（木）～令和8年3月12日（木）必着

【送付先】 〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所
財政局財産有効活用部財産管理課庁舎管理係 宛て

持参される場合

事前に申込担当課へ電話連絡の上、下記期間内に持参することもできます。

【受付期間】 令和8年3月5日（木）～令和8年3月12日（木）

午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く。）

※土曜・日曜日、祝日は受付を行いません。

【提出先】 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所行政棟10階

財政局財産有効活用部財産管理課庁舎管理係

※申込前に必ず【別添2】の弁当販売場所等の現地確認をお願いします。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(2) 必要な書類

※第1回目の公募(1/9～2/2 実施済)に応募された方は、①様式1のみご提出ください。

① 弁当販売使用料提案書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 弁当販売体制説明書（様式3）の内容を満たす独自様式でも可）

④ 事業概要（任意様式）

〈法人〉会社概要

〈個人〉創業日、事業内容、実績等のわかるもの

⑤ 役員等名簿（様式5）福岡市暴力団排除条例に基づく照会に使用します）

⑥ 【福岡市外の事業者のみ】市税に滞納がないことの証明書

⑦ 【福岡市外の事業者のみ】過去2年間に於いて食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと及び食品衛生責任者を配置していることが確認できる証明書

6 販売予定事業者の決定等

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を販売予定事業者の選定対象とします。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

① 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの

- ② 応募資格のない者による応募申込み
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等による記載のあるもの
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの

(2) 販売予定事業者の決定

本市が設定する最低使用料以上の額で応募があった場合、第1回公募（令和8年1月9日～2月2日実施済）において「販売業者に決定した者以外の者」を優先し、申込価格の高い順に、募集区分Aは上位4者以内、募集区分Bは上位1者を弁当販売予定業者として選定します。

そのうえで、なお空きがある場合は、応募者のうち「第1回公募で販売業者に決定した者」を優先し、申込価格の高い順に選定します。なお、1者あたり2区画までとします。

上記のとおり決定をする際に同価の価格提案をし、同順位となる者が2者以上あるときは、P5「10 その他」③に記載の電子マネー決済等を導入する者を優先します。

その上でも事業者が決定しない場合は、当該申込者立会いのもと、くじにより順位を決定します。その際には、当該申込者に電話連絡を行います。

(3) 審査結果の公表等

販売予定事業者の決定は令和8年3月17日（火）の予定です。申込者それぞれに結果を通知します。また、本市ホームページに決定金額及び販売予定事業者の法人・個人の区分を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

販売予定事業者に決定した者は、令和8年3月25日（水）までに財産管理課へ下記の書類を添付の上、申請を行ってください。（提出書類の返却は行いません。）

なお、使用許可は、弁当販売使用料提案書に記載された名義宛てに許可書等を交付しますので、正確に記載ください。

【提出書類】

- ① 行政財産目的外使用許可申請書（本市所定様式）
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面（許可を既に受けている場合は、その写し）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行日から3か月以内のもの
 　　＜個人の場合＞住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書

8 販売予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、すべての物件における販売予定事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 販売予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ その他販売予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

上記の取消しの場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案する使用料を本許可期間の使用料とします。

9 使用許可の取消し

本募集要項・仕様書の各条件等に違反した場合及び食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合は、許可期間にかかわらず使用許可を取消すものとします。

この場合において、販売事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

使用許可の取消しにより販売事業者に欠が生じた場合は、募集区分における次点の者を販売予定事業者の選定対象とし「6 販売予定事業者の決定等」の要領で販売予定事業者を決定します。

10 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、販売予定事業者の負担とします。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- ③ 地下鉄ＩＣカード「はやかけん」等の電子マネー決済の導入について積極的なご検討をお願いします。
- ④本市では、「食育で明るい未来元気な福岡」をキャッチフレーズに福岡市食育推進計画を策定し、食育の推進・啓発に取り組んでおります。

その一環として、弁当販売の機会を通じた啓発（健康情報に関するリーフレット配布等）の実施について検討を進めており、販売事業者に決定された場合にご協力いただける事業者様を募集しています。

「提案書」下部記載のアンケートへ、ご回答をお願いいたします。

11 お問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市財政局財産有効活用部財産管理課（福岡市役所行政棟 10 階）
担当 島田
電話 092-711-4173
E メール zaisankanri.FB@city.fukuoka.lg.jp

(2) 今後の手続き等の流れ

募集要項の配布(ホームページに掲載) 令和8年3月5日(木)

弁当販売使用料提案書の受付(令和8年3月5日(木)~令和8年3月12日(木))

以下の書類を財産管理課に郵送又は持参してください。

- ① 弁当販売使用料提案書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 弁当販売体制説明書(本市所定 様式3)
- ④ 事業概要(任意様式)
- ⑤ 役員等名簿(様式5) 福岡市暴力団排除条例に基づく照会に使用します)
- ⑥ 【福岡市外の事業者のみ】市税に滞納がないことの証明書
- ⑦ 【福岡市外の事業者のみ】過去2年間に於いて食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと及び食品衛生責任者を配置していることが確認できる証明書

販売予定事業者の決定(令和8年3月17日(火)予定)

財産管理課から「販売事業者決定(または不決定)通知書」を送付します。

使用許可申請の手続き(令和8年3月25日(水)まで(予定))

以下の書類を提出し、申請してください。

- ① 行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面
- ③ 登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)

~令和8年3月31日(火)までに 使用許可書の交付等

令和8年4月1日(水) 販売開始